

関係法律における教科書の位置付けについて（「デジタル教科書」関係）

	概 要	参照条文
<p>学校教育法</p>	<p>○ 各学校（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校）においては、文科大臣の検定を経た教科用図書又は文科省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。</p> <p>○ 上記にかかわらず、高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校、特別支援学級においては、文科大臣の定めるところにより、“<u>文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書</u>”以外の教科用図書を使用することができる。</p> <p>【参考】伝習館高校事件 福岡高等裁判所判決（S58.12.24）（抜粋） 教科書使用義務を認めるのは、前記のように教育の一定水準の維持等という目的と教授技術上の有効性にあるのであるから、教科書のあるべき使用形態としては、<u>授業に教科書を持参させ、原則としてその内容の全部について教科書に対応して授業することをいうものと解するのが相当である。</u></p>	<p>第三十四条 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。</p> <p>② 前項の教科用図書以外の図書その他の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる。</p> <p>③ （略）</p> <p>※ <u>当該条項を準用する形で、中学校（第49条）、高等学校（第62条）、中等教育学校（第70条）、特別支援学校（第82条）においても同様に教科書の使用義務が課されている。</u></p> <p>※ <u>検定については、教科用図書検定規則、教科用図書検定基準等の省令・告示において規定されている。</u></p> <p>附 則</p> <p>第九条 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第三十四条第一項（第四十九条、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第三十四条第一項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。</p> <p>※ <u>“文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書”以外の教科用図書を使用できる場合として、施行規則により、当該教科用図書がない場合（高等学校、中等教育学校の後期課程）、特別の教育課程による場合において、当該教科用図書を使用することが適当でないとき（特別支援学校、特別支援学級）が定められている。</u></p>
<p>義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律</p>	<p>○ 義務教育諸学校の教科用図書は無償とする。</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第一条 義務教育諸学校の教科用図書は、無償とする。</p> <p>2 前項に規定する措置に関し必要な事項は、別に法律で定める。</p>
<p>義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律</p>	<p><教科用図書の無償給与></p> <p>○ 国が、義務教育諸学校の児童生徒が各学年の課程において使用する教科用図書を毎年度購入し、当該学校の設置者に給付するとともに、当該設置者が各学校の校長を通じて、児童生徒に給与する。</p> <p>※ <u>“文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書”に加えて、学校教育法附則第9条に規定する教科用図書も無償給与の対象。</u></p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 （略）</p> <p>2 この法律において「教科用図書」とは、学校教育法第三十四条第一項（同法第四十九条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）及び附則第九条に規定する教科用図書をいう。</p> <p>3 （略）</p> <p>（教科用図書の無償給付）</p> <p>第三条 国は、毎年度、義務教育諸学校の児童及び生徒が各学年の課程において使用する教科用図書で第十三条、第十四条及び第十六条の規定により採択されたものを購入し、義務教育諸学校の設置者に無償で給付するものとする。</p> <p>（教科用図書の給与）</p> <p>第五条 義務教育諸学校の設置者は、第三条の規定により国から無償で給付された教科用図書を、それぞれ当該学校の校長を通じて児童又は生徒に給与するものとする。</p> <p>2 （略）</p>

	概 要	参照条文
義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律	<p><教科用図書の採択></p> <p>○ 公立学校については当該学校を所管する教委が、国立学校・私立学校については当該学校の校長が教科用図書の採択権限を有している。</p> <p>○ 都道府県教委が1又は複数の市町村から構成される採択地区を設定し、1つの採択地区内の市町村教委は、文科大臣が作成する目録の中から種目ごとに1種類の教科用図書を採択しなければならない（都道府県立の義務教育諸学校については、都道府県教委が種目ごとに1種類の教科用図書を採択。）。</p> <p>○ 上記にかかわらず、併設型中学校、中等教育学校の前期課程については、当該学校を所管する教委が、学校ごとに教科用図書を採択することができる。</p> <p>○ 義務教育諸学校において使用する教科用図書は、4年間、同一の教科用図書を採択しなければならない。</p>	<p>（採択地区）</p> <p>第十二条 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域について、市町村の区域又はこれらの区域を併せた地域に、教科用図書採択地区（以下この章において「採択地区」という。）を設定しなければならない。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（教科用図書の採択）</p> <p>第十三条 都道府県内の義務教育諸学校（都道府県立の義務教育諸学校を除く。）において使用する教科用図書の採択は、第十条の規定によつて当該都道府県の教育委員会が行なう指導、助言又は援助により、種目（教科用図書の教科ごとに分類された単位をいう。以下同じ。）ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。</p> <p>2 都道府県立の義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、あらかじめ選定審議会の意見をきいて、種目ごとに一種の教科用図書について行なうものとする。</p> <p>3 公立の中学校で学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書については、市町村の教育委員会又は都道府県の教育委員会は、前二項の規定にかかわらず、学校ごとに、種目ごとに一種の教科用図書の採択を行うものとする。</p> <p>4 第一項の場合において、採択地区が二以上の市町村の区域を併せた地域であるときは、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議により規約を定め、当該採択地区内の市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校において使用する教科用図書の採択について協議を行うための協議会（次項及び第十七条において「採択地区協議会」という。）を設けなければならない。</p> <p>5 前項の場合において、当該採択地区内の市町村の教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。</p> <p>6 第一項から第三項まで及び前項の採択は、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号。以下「臨時措置法」という。）第六条第一項の規定により文部科学大臣から送付される目録に登載された教科用図書のうちから行わなければならない。ただし、学校教育法附則第九条に規定する教科用図書については、この限りでない。</p> <p>（同一教科用図書を採択する期間）</p> <p>第十四条 義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令で定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。</p> <p>※ <u>施行令により、“政令で定める期間”は4年間とされている。</u></p> <p>○<u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律</u> （教育委員会の職務権限）</p> <p>第二十一条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で、次に掲げるものを管理し、及び執行する。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。</p> <p>七～十九 （略）</p> <p>○<u>教科書の発行に関する臨時措置法</u></p> <p>第四条 発行者は、毎年、文部科学大臣の指示する時期に、発行しようとする教科書の書目を、文部科学大臣に届け出なければならない。</p> <p>第六条 文部科学大臣は、第四条の届出に基き目録（義務教育諸学校の教科書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第百八十二号）第十八条第一項に規定する教科用図書発行者の届出に基づくものに限る。）を作成し、都道府県の教育委員会にこれを送付するものとする。</p> <p>2 都道府県の教育委員会は、前項の目録を当該都道府県の区域内にある第二条第一項に規定する学校に、配布するものとする。</p> <p>3 （略）</p>

	概 要	参照条文
義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律	<p><発行者の指定></p> <p>○ 義務教育諸学校において使用する教科用図書の発行を担当する者は、教科用図書発行者として文部科学大臣の指定を受けなければならない。</p> <p>※ <u>学校教育法附則第9条に規定する教科用図書の発行を担当する者は、文部科学大臣の指定の対象とはならない。</u></p>	<p>(発行者の指定)</p> <p>第十八条 文部科学大臣は、義務教育諸学校において使用する教科用図書（学校教育法附則第九条に規定する教科用図書を除く。以下この章において同じ。）の発行を担当する者で次の各号に掲げる基準に該当するものを、その者の申請に基づき、教科用図書発行者として指定する。</p> <p>一 次のいずれかに掲げる者でないものであること。</p> <p>イ 破産者で復権を得ないもの</p> <p>ロ 次条の規定により指定を取り消された日から三年を経過していない者</p> <p>ハ 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反し、若しくは義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択に関し刑法（明治四十年法律第四十五号）第九十八条若しくは第二百三十三条の罪、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第三十六号）第三条第一項（同項第十一号に係る部分に限る。）若しくは同条第二項（同条第一項第十一号に係る部分に限る。）の罪若しくは公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成十二年法律第三十号）第四条の罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わつた日又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過していない者</p> <p>ニ 法人で、その役員のうちイからハまでのいずれかに該当する者があるもの</p> <p>ホ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人で、その法定代理人がイからニまでのいずれかに該当するもの</p> <p>二 その事業能力及び信用状態について政令で定める要件を備えたものであること。</p> <p>2 (略)</p>
教科書の発行に関する臨時措置法	<p><教科書への記載事項></p> <p>○ 教科書の表紙には「文部科学省検定済教科書」又は「文部科学省著作教科書」の文字を、末尾には著作者の氏名、発行者の氏名・発行年月日、印刷者の氏名・印刷年月日等を記載しなければならない。</p> <p><教科書目録の作成></p> <p>○ 文科大臣は、発行者からの届出に基づいて、教科書目録を作成し、都道府県教委に送付しなければならない。</p> <p><教科書展示会の開催></p> <p>○ 都道府県教委は、文科大臣の指示する時期に、教科書展示会を開催しなければならない。</p>	<p>第三条 教科書には、その表紙に「教科書」の文字を、その末尾に著作者の氏名、発行者の氏名住所及び発行の年月日、並びに印刷者の氏名住所及び印刷の年月日を記載しなければならない。</p> <p>2 著作者及び発行者が法人その他の団体であるときは、団体名及びその代表者名を併記するものとする。</p> <p>3 印刷者の住所と印刷所の所在地とが異なるときは、印刷所の名称及びその所在地をも記載しなければならない。</p> <p>※ <u>施行規則により、「文部科学省検定済教科書」又は「文部科学省著作教科書」と記載しなければならないとされている。</u></p> <p>第四条 発行者は、毎年、文部科学大臣の指示する時期に、発行しようとする教科書の書目を、文部科学大臣に届け出なければならない。</p> <p>第六条 文部科学大臣は、第四条の届出に基き目録（義務教育諸学校の教科書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第八十二号）第十八条第一項に規定する教科用図書発行者の届出に基づくものに限る。）を作成し、都道府県の教育委員会にこれを送付するものとする。</p> <p>2 都道府県の教育委員会は、前項の目録を当該都道府県の区域内にある第二条第一項に規定する学校に、配布するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>第五条 都道府県の教育委員会は、毎年、文部科学大臣の指示する時期に、教科書展示会を開かなければならない。</p> <p>2 教科書展示会に関しては、文部科学省令をもつてその基準を定める。</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 発行者は、第四条によつて届け出た教科書の見本を、前条の教科書展示会に出品することができる。</p>

	概要	参照条文
教科書の発行に関する臨時措置法	<p><需要数の調査、発行の指示></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 都道府県教委は、域内における教科書の需要数を文科大臣に報告しなければならない。 ○ 文科大臣は、需要数を基礎にして、各発行者に対して、発行すべき教科書の種類・部数の指示をしなければならない。 ○ 発行の指示を承諾した者は、教科書を発行する義務を負う。 	<p>第七条 市町村の教育委員会、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二条第二項に規定する国立学校及び私立学校の長は、採択した教科書の需要数を、都道府県の教育委員会に報告しなければならない。</p> <p>2 都道府県の教育委員会は、都道府県内の教科書の需要数を、文部科学省令の定めるところにより、文部科学大臣に報告しなければならない。</p> <p>第八条 文部科学大臣は、前条第二項の需要数を基礎にして、発行者にその発行すべき教科書の種類及び部数の指示（以下「発行の指示」という。）をしなければならない。</p> <p>第十条 発行の指示を承諾した者は、文部科学省令の定めるところに従い、教科書を発行する義務を負う。</p> <p>2 発行者は、教科書を各学校に供給するまで、発行の責任を負うものとする。</p> <p>3 （略）</p>
	<p><定価の認可></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 教科書の定価は、文科大臣の認可を経なければならない。 	<p>第十一条 教科書の定価は、文部科学大臣の認可を経なければならない。</p>
障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教科用図書発行者は、その発行する“文部科学大臣の検定を経た教科用図書”に係る電磁的記録を文科大臣等に提供しなければならない。文科大臣等は、教科用特定図書等を発行する者に対して、その発行に必要な電磁的記録の提供を行うことができる。 	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「教科用特定図書等」とは、視覚障害のある児童及び生徒の学習の用に供するため文字、図形等を拡大して検定教科用図書等を複製した図書（以下「教科用拡大図書」という。）、点字により検定教科用図書等を複製した図書その他障害のある児童及び生徒の学習の用に供するため作成した教材であつて検定教科用図書等に代えて使用し得るものをいう。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 この法律において「電磁的記録」とは、電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。</p> <p>（教科用図書発行者による電磁的記録の提供等）</p> <p>第五条 教科用図書発行者は、文部科学省令で定めるところにより、その発行をする検定教科用図書等に係る電磁的記録を文部科学大臣又は当該電磁的記録を教科用特定図書等の発行をする者に適切に提供することができる者として文部科学大臣が指定する者（次項において「文部科学大臣等」という。）に提供しなければならない。</p> <p>2 教科用図書発行者から前項の規定による電磁的記録の提供を受けた文部科学大臣等は、文部科学省令で定めるところにより、教科用特定図書等の発行をする者に対して、その発行に必要な電磁的記録の提供を行うことができる。</p> <p>3 （略）</p>
著作権法	<p><教科用図書等への掲載></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公表された著作物は、著作者に通知するとともに、文化庁長官が毎年定める補償金を支払うことにより、“文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書”に掲載することができる。 <p>※ 教科用図書を発行する者が発行する指導書についても同様。</p>	<p>（教科用図書等への掲載）</p> <p>第三十三条 公表された著作物は、学校教育の目的上必要と認められる限度において、教科用図書（小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校その他これらに準ずる学校における教育の用に供される児童用又は生徒用の図書であつて、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するものをいう。以下同じ。）に掲載することができる。</p> <p>2 前項の規定により著作物を教科用図書に掲載する者は、その旨を著作者に通知するとともに、同項の規定の趣旨、著作物の種類及び用途、通常の使用料の額その他の事情を考慮して文化庁長官が毎年定める額の補償金を著作権者に支払わなければならない。</p> <p>3 文化庁長官は、前項の定めをしたときは、これを官報で告示する。</p> <p>4 前三項の規定は、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通信教育用学習図書及び教科用図書に係る教師用指導書（当該教科用図書を発行する者の発行に係るものに限る。）への著作物の掲載について準用する。</p>

	概 要	参照条文
著作 権 法	<p><その他></p> <p>○ <教科用図書等への掲載>により、著作物を教科用図書等に掲載することができる場合には、下記の方法で利用することができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校教育の目的上やむを得ないと認められる場合における用字又は用語の変更その他の改変 ・ 翻訳、編曲、変形又は翻案 ・ 複製物の譲渡による公衆への提供 <p>○ <教科用図書等への掲載>により、著作物を複製する場合には、合理的と認められる方法及び程度により、当該著作物の出所を明示しなければならない。</p> <p>○ <教科用図書等への掲載>と同様に、出版権の目的となっている著作物についても、教科用図書等に掲載することができる。</p>	<p>(同一性保持権)</p> <p>第二十条 著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする。</p> <p>2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する改変については、適用しない。</p> <p>一 第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項又は第三十四条第一項の規定により著作物を利用する場合における用字又は用語の変更その他の改変で、学校教育の目的上やむを得ないと認められるもの 二～四 (略)</p> <p>(翻訳、翻案等による利用)</p> <p>第四十三条 次の各号に掲げる規定により著作物を利用することができる場合には、当該各号に掲げる方法により、当該著作物を当該各号に掲げる規定に従って利用することができる。</p> <p>一 第三十条第一項、第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十四条第一項又は第三十五条 翻訳、編曲、変形又は翻案 二～五 (略)</p> <p>(複製権の制限により作成された複製物の譲渡)</p> <p>第四十七条の十 第三十一条第一項（第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）若しくは第三項後段、第三十二条、第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項若しくは第四項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条、第三十七条の二（第二号を除く。以下この条において同じ。）、第三十九条第一項、第四十条第一項若しくは第二項、第四十一条から第四十二条の二まで、第四十二条の三第二項又は第四十六条から第四十七条の二までの規定により複製することができる著作物は、これらの規定の適用を受けて作成された複製物（第三十一条第一項若しくは第三項後段、第三十五条第一項、第三十六条第一項又は第四十二条の規定に係る場合にあっては、映画の著作物の複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を含む。以下この条において同じ。）を除く。）の譲渡により公衆に提供することができる。（後段略）</p> <p>(出所の明示)</p> <p>第四十八条 次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する著作物の出所を、その複製又は利用の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、明示しなければならない。</p> <p>一 第三十二条、第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項、第三十七条第一項、第四十二条又は第四十七条の規定により著作物を複製する場合 二・三 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第四十三条の規定により著作物を翻訳し、編曲し、変形し、又は翻案して利用する場合には、前二項の規定の例により、その著作物の出所を明示しなければならない。</p> <p>(出版権の制限)</p> <p>第八十六条 第三十条第一項（第三号を除く。次項において同じ。）、第三十条の二第二項、第三十条の三、第三十一条第一項及び第三項後段、第三十二条、第三十三条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の二第一項及び第四項、第三十四条第一項、第三十五条第一項、第三十六条第一項、第三十七条、第三十七条の二、第三十九条第一項、第四十条第一項及び第二項、第四十一条から第四十二条の二まで、第四十二条の三第二項並びに第四十六条から第四十七条の二までの規定は、出版権の目的となつていない著作物の複製について準用する。この場合において、第三十条の二第二項、第三十条の三、第三十五条第一項、第四十二条第一項及び第四十七条の二中「著作権者」とあるのは、「出版権者」と読み替えるものとする。 2・3 (略)</p>